## ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策 (国内制限措置の延長と一部変更)

2021年3月4日 在ギリシャ日本国大使館

3月3日、ギリシャ国内での一日あたりの新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が2,702人と今年最多を記録したと報じられています。また、変異種による感染拡大が進むなか、アッティカ県では医療体制が逼迫している状況とのことです。

これを受け、ギリシャ政府は現行の国内制限措置を3月16日午前6時まで延長するとともに、4日午前6時から下記のとおり制限措置の一部を変更すると発表しました。外出制限の内容が変更となっていますので、どうぞご注意ください。

## 1 危険度レベルの見直し

これまでA、B、Cの3段階だった危険度レベルについて、低レベルのA「警戒」を廃止し、ギリシャ全土をレベルB「危険」とレベルC「高危険」の2段階に指定する。

## (1)レベルC(高危険)

アッティカ県、アハイア郡、アルカディア郡、テサロニキ郡、ラリサ郡、レフカダ郡 (メガニシ市除く)、フシオティダ郡、アルゴリダ郡、コリンシア郡、セスプロティア郡、アルタ郡、サモス郡、ビオティア郡、ヒオス市、エトロアカルナニア郡、ロドス市、イラクリオ郡、エヴィア郡(スキロス市除く)、カリムノス市

#### (2)レベルB(危険)

その他全ての地域

### 2 外出制限の変更

- (1)外出理由2番(買い物)、及び3番(銀行に関してのみ)での外出居住地の2キロ以内または居住地の市内のみとする。
- (2)外出理由6番(運動・ペットの散歩) 徒歩または自転車での移動に限る(自動車等での移動を禁止する)。
- (3)外出理由4番(介助等)

監視を強化する(書類などの確認を求める)。

- (4) 夜間外出禁止時間帯の変更(昼間の混雑を避けるための緩和的措置)
  - ・レベルB(危険):午後9時から翌朝午前5時まで
- ・レベルC(高危険):午後7時から翌朝午前5時まで(従前は午後6時から午前5時まで)

(アッティカ県・テサロニキ郡においては、現行通り平日は午後9時から翌朝午前5時まで)

## 3 その他の変更

結婚式、洗礼式等は禁止とする。葬儀では9人まで参加が可。

※ なお、ラリサ郡に関しては昨日の地震の影響を考慮し、3月6日(土)午前6時から上記変更内容を適用する。

# 在ギリシャ日本国大使館領事部

EmbassyofJapaninGreece

46, Ethnikis Antistasseos St., 15231 Halandri

TEL: 210-670-9910, 9911FAX: 210-670-9981

Homepage:http://www.gr.emb-japan.go.jp e-mail:consular@at.mofa.go.jp(領事部専用)